

令和3年1月8日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

緊急事態宣言の発出に伴う保育所等*の利用について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

令和3年1月7日付で政府による「緊急事態宣言」（期間：令和3年1月8日から2月7日まで）が神奈川県に出されました。保育所等の対応については、登園自粛を求めず、感染防止策を徹底しつつ、原則開所をお願いする旨が示されています。

そのため、市内の保育所等は原則開園とし、引き続き保育所等を利用いただけます。一方、新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組む必要があることから、可能な日には保育所等の利用をお控えいただくなど、ご協力をお願いします。

なお、利用料等については、以下のとおりの取扱いとなりますので、よろしくお願いします。

※保育所等：認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室（0～2歳児クラス）、年度限定保育事業

1 利用料（保育料）について

本市から登園自粛要請は行わないことから、令和3年1月8日から2月7日までの期間中の利用料（保育料）について、登園日数に応じた減額は行いません。

※令和2年4月7日から5月25日にかけて発令されていた緊急事態宣言の際の対応とは異なりますので、ご注意ください。

※園の職員や園児に新型コロナウイルスの感染者が発生し、休園した場合や横浜市として児童に登園自粛の要請を行った場合には、登園しなかった日数に応じて利用料を減額します。

2 保育所等の利用にあたってのお願い

本市においても新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加しており、感染拡大防止の観点から、ご家庭等での保育ができる場合にはお休みいただくなど、可能な場合は利用をお控えいただくようご協力をお願いします。きょうだい児の育児や保護者の体調、家庭の状況等により、育児休業中であっても利用できますが、可能な場合は家庭での保育をお願いします。

（ご協力をお願いしたいことの例）

- ・仕事がお休みの日などには保育所等もお休みする
- ・在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする など

3 その他

園児や職員が患った場合や地域で感染が著しく拡大している場合などは、臨時休園とすることもあります。

<問い合わせ先>

保育・教育運営課 FAX：664-5479

【保育所等の利用について】 671-3564

【利用料について】 671-0255

保育対策課

【年度限定保育事業について】 671-4469